

第 4 期

定時株主総会
招集ご通知

書面またはインターネット等
による議決権行使期限
2024年3月26日（火曜日）
午後5時まで

日時 2024年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビル コンファレンス スクエア 8F

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

■第4期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	7
■事業報告	21
■連結計算書類	54
■計算書類	72
■監査報告書	82

株式会社 ADワークスグループ

証券コード：2982

証券コード 2982
2024年3月12日
(電子提供措置の開始日 2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社ADワークスグループ
代表取締役社長CEO 田 中 秀 夫

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第4期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.adwg.co.jp/ir/library/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、銘柄名（ADワークスグループ）又は証券コード（2982）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知 / 株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2024年3月26日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビル コンファレンス スクエア 8F |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第4期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

議決権行使その他招集に関する事項等について

(1) 行使方法について

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネット等による方法の3つがございますので、いずれかの方法をご選択ください。詳しくは4頁～6頁をご覧ください。

(2) 重複行使された場合の取り扱いについて

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 議案に賛否の表示がない場合の取り扱いについて

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(4) 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 当日のご出席について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(6) 本招集ご通知について

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をされた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求をされていない株主様に対しても、電子提供措置事項のうち、株主総会参考書類等の内容を記載したサマリー版の書面をご送付しております。

また、書面交付請求をされた株主様には、基本的に電子提供措置事項の全てを記載した書面をご送付しておりますが、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当該書面においても下記の事項は記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 ③連結計算書類の「連結注記表」

④計算書類の「株主資本等変動計算書」 ⑤計算書類の「個別注記表」

なお、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」記載の大規模買付ルールの詳細につきましては、前記各ウェブサイトに掲載の「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

(7) 書類等の修正について

本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2024年3月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



■ 郵送による議決権行使

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネット等による議決権行使

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁以降に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。



スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」のが
不要になりました！

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、「議決権電子行使プラットフォーム」もご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

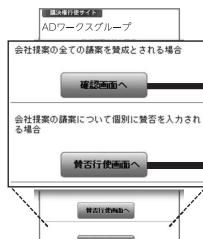


議決権行使書副票（右側）

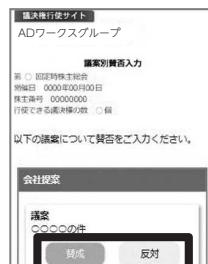
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

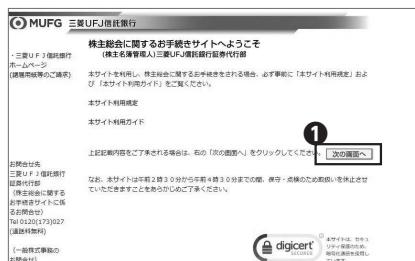


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



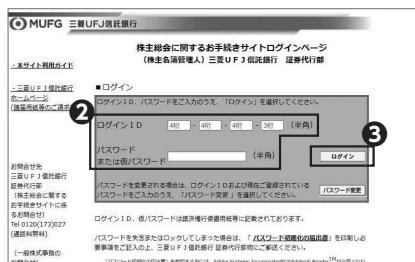
1 議決権行使サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック

「議決権行使サイト」トップページ

2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

「ログインID、仮パスワード」入力画面

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員することが適切と考えたため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	 <p>再任 たなか ひでお 田中 秀夫 (男性) 1950年2月7日生</p>	<p>1973年4月 西武不動産(株) 入社 1991年7月 田中不動産事務所 開業 1992年10月 (株)ハウスポート西洋(現 みずほ不動産販売(株)) 入社 1993年3月 (株)イー・ディー・ワークス 取締役 1995年2月 同社 代表取締役社長 2020年4月 当社 代表取締役社長CEO(現任) 2024年1月 (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役会長 (株)イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman</p>	5,003,017株
<p>[取締役の候補者とした理由] 単独株式移転により当社を設立した会社である(株)イー・ディー・ワークスの不動産事業をスタートアップ段階から牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。代表取締役社長としての豊富な経営経験と不動産事業に対する高い見識は、当社グループの企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
2	 <p>再任 すずき としや 鈴木 俊也 (男性) 1964年11月9日生</p>	<p>1989年 4月 (株)リクルートコスモス (現 (株)コスモスイニシア) 入社 2008年 1月 同社 AM事業部法人営業部部长 2009年 11月 同社 仲介事業部部长 2013年 10月 同社 ソリューション事業部部长 兼 投資不動産企画開発部部长 2014年 10月 同社 賃貸事業部オーナーシップ部部长 2015年 10月 (株)イー・ディー・ワークス 執行役員 事業企画室長 2018年 6月 同社 取締役 執行役員 事業企画本部部长 2019年 4月 同社 取締役 執行役員 投資不動産事業本部部长 2020年 4月 当社 取締役 上席執行役員 2021年 1月 当社 取締役 2023年 3月 当社 専務取締役 (現任) 2024年 1月 (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 (株)イー・ディー・パートナーズ 取締役 JMRアセットマネジメント(株) 取締役</p>	90,472株
<p>[取締役の候補者とした理由] 大手不動産会社において法人等の仲介・賃貸、開発などの不動産事業の豊富な経験を有しており、また、(株)イー・ディー・ワークスにおいても収益不動産の賃貸、開発、販売事業にて優れた実績をあげております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
3	 <p>再任 かねこ こうじ 金子 幸司 (男性) 1965年10月23日生</p>	<p>1988年 4月 伊藤忠商事(株) 入社 2001年 6月 KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社 2002年 2月 大木建設(株) 新規事業部部長 2004年 6月 (株)ファンドクリエーション 入社 2004年10月 (株)ファンドクリエーション不動産投信 代表取締役社長 2010年 9月 大東建託(株) 経営戦略室 部長 2013年 3月 (株)イー・ディー・ワークス 執行役員 海外 事業準備室長 2018年 6月 同社 取締役 上席執行役員 海外事業部長 2020年 4月 当社 取締役 上席執行役員 2021年 1月 当社 取締役 2023年 3月 当社 常務取締役 (現任) 2024年 1月 (株)イー・ディー・ワークス 取締役 常務執 行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 A.D.Works USA,Inc. Director CEO, President ADW Management USA,Inc. Director JMR アセットマネジメント(株) 代表取締役社長</p>	79,747株
<p>[取締役の候補者とした理由] (株)イー・ディー・ワークスにおいて米国収益不動産販売事業の立上げを行い、当社グループにおける中核事業に成長させた実績を持っております。また、上場REITの資産運用会社での経営経験も有しております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
4	 <p>新任 やました はるやす 山下 晴康 (男性) 1967年1月3日生</p>	1989年4月 住友不動産(株) 入社 2001年10月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ(株)入 社 2005年7月 ユニファイド・パートナーズ(株) 融資部門 エグゼクティブディレクター 2010年6月 AMP Capital Investors Japan(株) BUSINESS DEVELOPMENT EXECUTIVE 2013年1月 (株)東京スター銀行 不動産ファイナンス部 ディレクター 2016年8月 (株)イー・ディー・ワークス ファイナンス & アカウンティング ディレクター 2020年4月 当社 財務部門 グループ・マネージング・ オフィサー 2021年3月 当社 執行役員 財務部門部門長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 取締役 執行役員	15,020株
<p>[取締役の候補者とした理由] ノンリコース及びコーポレート・ローンの融資業務全般及び開発を含む不動産業務に対する双方の 高い知見を有しており、当社グループの経営企画、財務における豊富な経験と知見を活かし、当社グ ループの企業価値向上に貢献できると期待し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
5	 <p>新任 むろや たいぞう 室谷 泰 蔵 (男性) 1976年7月4日生</p>	<p>2002年4月 (株)NTTファシリティーズ 入社 2005年8月 SBIパートナーズ(株) 入社 2006年3月 SBIホールディングス(株) 入社 2017年1月 (株)イー・ディー・ワークス 入社 2017年10月 同社 事業企画本部 アリスト事業部 部長 2019年4月 同社 投資不動産事業本部 資産運用部 部長 2020年4月 同社 執行役員 投資不動産事業本部副部長 2021年1月 同社 取締役 執行役員 資産運用事業本部 本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 取締役 執行役員 資産運用事業本部本部長</p>	<p>一株</p>
<p>[取締役の候補者とした理由] 大手金融会社グループで売買・ファンド運用などの不動産事業の豊富な経験を有している他、Web広告事業の経験を有しております。また、(株)イー・ディー・ワークスにおいても不動産小口化事業にて優れた実績をあげております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
6	 <p>新任 社外 独立 <small>せきやま まもる</small> 関山 護 (男性) 1949年8月14日生</p>	1974年4月 丸紅(株) 入社 2001年4月 同社 ユーティリティ・インフラ部門長代 行 兼 海外電力事業部長 2002年4月 同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ 部門長 2005年4月 同社 常務執行役員 2006年6月 同社 代表取締役常務執行役員 2007年4月 同社 代表取締役専務執行役員 2009年4月 同社 代表取締役副社長執行役員 2013年4月 同社 副会長 2015年4月 同社 顧問 2015年4月 丸紅パワーシステムズ(株) 会長 2016年5月 一般財団法人フィリピン協会 会長 (現任) 2017年6月 アステラス製薬(株) 社外取締役 2020年4月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人フィリピン協会 会長	一株
<p>〔社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を有しております。当社においても豊富な知見から経営戦略を始めとした会社経営に関する助言・提言を期待し、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 関山氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社社外取締役 (監査等委員) であり、社外取締役 (監査等委員) としての就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 3 当社は、各候補者を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、本総会において各候補者が取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に選任された場合、各候補者は引き続き被保険者に含まれることとなります。契約の内容の概要は以下のとおりです。当社は、当該役員等賠償責任保険契約を1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
- ・ 填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
 - ・ 保険料は全額当社が負担しております。
- 4 当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役 (監査等委員) である関山氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度としております。本総会において同氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- 5 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、関山氏を独立役員として届け出ており、本総会において同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。
- 6 各候補者の有する当社の株式数は、2024年1月1日現在の株式数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、最適な取締役会の体制を見直した結果、監査等委員である取締役を1名減員することが適切と考えたため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	 再任 社外 独立 <small>たなみ ひさし</small> 田名網 尚 1954年9月11日生	1978年4月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険(株)）入社 2001年2月 松井証券(株) 入社 2002年6月 同社 取締役 2004年2月 同社 常務取締役 2005年6月 マネックス・ビーンズ証券(株)（現 マネックス証券(株)） 監査役 2005年6月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス(株)（現 マネックスグループ(株)） 常勤監査役 2007年6月 マネックス証券(株) 取締役 2007年6月 マネックスグループ(株) 取締役 2008年4月 法政大学 理工学部 兼任講師（現任） 2011年2月 マネックス証券(株) 代表取締役副社長 2013年6月 マネックスグループ(株) 執行役 2017年4月 マネックス証券(株) 取締役副会長 2019年12月 カタリスト投資顧問(株) 監査役（現任） 2020年1月 トビラシステムズ(株) 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事（現任） 2023年6月 マネックス・アセットマネジメント(株) 監査役（現任） (重要な兼職の状況) カタリスト投資顧問(株) 監査役 トビラシステムズ(株) 社外取締役（監査等委員） 法政大学 理工学部 兼任講師 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事 マネックス・アセットマネジメント(株) 監査役	一株
<p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督による、取締役会の監督機能の強化への貢献に期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
2	 <p>再任 社外 独立 あわい さちこ 栗 井 佐知子 1957年5月21日生</p>	<p>1984年 7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所 1991年 1月 エスティ・ローダー(株) (現 ELCジャパン(株)) 入社 1997年 3月 日本ロレアル(株) 入社 2004年11月 ゲラン(株) (LVJグループ) 入社 2012年 5月 (株)fitfit 入社 2013年 5月 ラ・プレリージャパン(株) 代表取締役社長 2019年 1月 (株)ニューポート INCOCO事業部 General Manager 2019年 1月 (株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問 2019年 6月 (株)エー・ディー・ワークス 社外取締役 (監査等委員) 2020年 4月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 6月 インフォコム(株) 社外取締役 (現任) 2022年 3月 ビーピー・カストロール(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年 6月 H.U.グループホールディングス(株) 社外取 締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) インフォコム(株) 社外取締役 ビーピー・カストロール(株) 社外取締役 (監査等委員) H.U.グループホールディングス(株) 社外取締役</p>	一株
<p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や、長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督による、取締役会の監督機能の強化への貢献に期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
3	 新任 社外 独立 <small>そめかわ ひろゆき</small> 染川 博行 1958年7月29日生	1981年4月 朝日生命保険相互会社 入社 1992年4月 同社 不動産部不動産総務課 課長代理 1995年4月 同社 業務部業務推進室 審議役 1996年4月 同社 秘書部 秘書室長 2009年9月 同社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長 2012年4月 同社 内部監査局 内部監査局長 2015年4月 同社 常勤監査役 2022年1月 (株)イー・ディー・ワークス 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 監査役	一株
(監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割) 大手生命保険会社での内部監査部門及び常勤監査役の経験を有しており、当社グループに対して金融業界からの目線での助言、経営への適切な監視・監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 各候補者は、全て社外取締役候補者であります。
- 3 当社は、各候補者を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、また、本総会において各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、各候補者は引き続き同契約の被保険者に含まれることとなります (契約の内容の概要は以下のとおりです)。また、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
- ・ 填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
 - ・ 保険料は全額当社が負担しております。
- 4 当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、田名網氏及び粟井氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度としております。本総会において上記両氏が監査等委員である取締役に選任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、染川氏については、本総会において同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- 5 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、田名網氏及び粟井氏を独立役員として届け出ており、本総会において両氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、染川氏については、本総会において同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定です。
- 6 田名網氏及び粟井氏の当社社外取締役 (監査等委員) 就任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。また、粟井氏は、過去に当社子会社である(株)イー・ディー・ワークスの社外取締役 (監査等委員) であったことがあり、染川氏は、現在、同社の監査役を務めております。
- 7 各候補者の有する当社の株式数は、2024年1月1日現在の株式数を記載しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、その選任については、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
 <p>社外独立 はらかわ たみお 原川 民 男 1950年6月16日生</p>	<p>1974年4月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入社 1995年8月 同社 奈良西大寺支店長 1997年6月 同社 新宿支店長 1998年6月 同社 事務推進部長 2001年6月 同社 福岡支店長 2003年6月 ビジネス(株) 取締役社長 2007年6月 住信ビジネスサービス(株) (現 三井住友トラスト・ビジネスサービス(株)) 取締役 常務執行役員 2008年6月 ライフ住宅ローン(株) (現 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス(株)) 監査役 2010年10月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 調査部 審議役 2012年6月 (株)イー・ディー・ワークス 社外監査役 2016年6月 同社 社外取締役 (監査等委員) 2022年3月 (株)スミカワADD 社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)スミカワADD 社外監査役</p>	<p>—株</p>
<p>[補欠の監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割] 企業経営並びに監査業務に関する豊富な経験、幅広い知見を有しております。当社においても経営全般の監視と有効な助言により、取締役会の監督機能の強化に期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2 原川氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

- 3 当社は、原川氏を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、同氏が監査等委員である取締役就任した場合も、引き続き同契約の被保険者に含まれることとなります(契約の内容の概要は以下のとおりです)。また、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
 - ・ 填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
 - ・ 保険料は全額当社が負担しております。
- 4 原川氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、当社定款の規定及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度とします。
- 5 原川氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 6 原川氏は、過去に当社子会社である(株)イー・ディー・ワークスの社外監査役及び社外取締役(監査等委員)であったことがあり、現在、当社子会社である(株)スミカワADDの社外監査役を務めております。
- 7 候補者の有する当社の株式数は、2024年1月1日現在の株式数を記載しております。

(ご参考)

ADワークスグループ取締役会機能マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合の当社の取締役会機能マトリックスは以下のとおりとなります。

知見：本質的な理解を伴った知識、見識：知見をベースとした主張・考え

水準：当該テーマについて社内外で講演受託可能なレベル

機能分類1 (社外取締役選任要件)：監督機能を果たすための適性 (スキル、経験値等)

	社外取締役				社外取締役全体	取締役会全体
	関山護	田名網尚	栗井佐知子	染川博行		
氏名						
性別	男性	男性	女性	男性		
①コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する事項						
コーポレートガバナンスに対する見識	○	○	○	○	○	○
リスクマネジメント (評価とアサーション) に関する経験または見識	○	○	○		○	○
スチュワードシップコード、対話ガイドラインに関する見識		○			○	○
債権者・株主と経営者の利益相反事項に関する見識、関連当事者間取引に関する見識		○			○	○
内部統制システムの構築、評価に関する経験または見識	○	○	○	○	○	○
情報セキュリティの構築、評価に関する経験または見識		○			○	○
②コンプライアンスに関する事項						
会社法に関する知見	○	○		○	○	○
金融商品取引法に関する知見		○		○	○	○
ディスクロージャー、取引所規則に対する知見		○			○	○
グローバルローに関する知見	○				○	○
会計基準・会計監査に関する知見		○		○	○	○
事業領域関係法令に関する知見	○				○	○

機能分類 2（社外取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）

氏名	社外取締役				社外取締役全体	取締役会全体
	関山 護	田名網 尚	栗井 佐知子	染川 博行		
性別	男性	男性	女性	男性		
①企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項						
複数の企業における経営陣幹部としての経験と経営に関する見識		○	○	○	○	○
公開企業における取締役経験と経営に関する見識	○	○	○		○	○
経営資源の配分（主にビジネスポートフォリオの決定）に関する成功実績	○		○		○	○
多様な企業に対する経営コンサルティング実績		○			○	○
②企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項 ※Board3.0対象項目						
投資家（PEファンド、VC、ファンドマネージャー等）としての実績		○			○	○
起業の成功実績、新規事業の立ち上げ成功実績	○				○	○
M&A、PMIに関する成功実績	○	○			○	○
企業価値評価に関する実務経験、見識	○				○	○
③人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項						
多様性に関する見識			○	○	○	○
多様な働き方・人事制度設計に関する成功実績、見識		○		○	○	○
多様な資本政策、株式政策、資金調達に関する成功実績、見識	○	○			○	○

機能分類3（業務執行取締役を含む取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）

	社外取締役				社外取締役全体	社内業務執行取締役					取締役会全体
	関山護	田名網尚	栗井佐知子	染川博行		田中秀夫	鈴木俊也	金子幸司	山下晴康	室谷泰蔵	
氏名											
性別	男性	男性	女性	男性		男性	男性	男性	男性	男性	
企業のサステナビリティ、SDGs、人的資本、知的財産への投資、TCFD等に対する見識	○	○	○		○	○		○			○
DX戦略、AI等に関する知見		○			○				○		○
デジタルを含むマーケティング戦略に関する知見			○		○				○	○	○
不動産ビジネスに関する実績・経験・見識	○			○	○	○	○	○	○	○	○
富裕層ビジネスに関する実績・経験・見識			○		○	○	○	○		○	○
その他のビジネスに関する実績・経験・見識	○	○	○	○	○	○		○			○
組織マネジメントに関する実績・経験・見識	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
グローバルビジネスネットワーク	○		○		○			○	○		○

当社取締役会全体で必要とする機能を「取締役会機能マトリックス」としてまとめています。

「機能分類1（社外取締役選任要件）：監督機能を果たすための適性（スキル、経験値等）」

「機能分類2（社外取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）」

「機能分類3（執行を含む取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）」

社外取締役の起用要件として「機能分類1」と「機能分類2」を必要条件、社内業務執行取締役は、「機能分類3」を起用要件としています。

取締役個人々の能力や経験等を本マトリックスに準じて評価し、取締役会全体としてこれらの機能すべてが充足される体制を追求しております。

取締役会の多様性や監督機能を充実させるためには、社外取締役には社内業務執行取締役のスキルや経験値等を補完し、また社外取締役それぞれの知識や経験が偏ることがないように、当社取締役会の機能全体が均整のとれた体制となるように、新たな取締役候補者を選定する際の、重要な検討材料として活用しております。

以上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、各種国内政策の効果もあり緩やかな回復基調が見られました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上において「第5類感染症」へ移行したことによる社会経済活動の正常化や、構造的な賃金上昇機運の高まりなどの事象から、デフレーションからの脱却への兆しが見えつつあります。

国内の収益不動産売買市場においては、低金利の資金調達環境や海外投資家からの投資需要を背景に、引き続き活況を呈しました。

当社グループの拠点がある米国ロサンゼルスにおいては、政策金利の大幅な引上げにより資金調達環境が変化したことから、収益不動産売買市場においては価格の先安観が見られました。

世界規模では、金融引き締めに起因する金融資本市場の変動、物価上昇による原材料価格の高騰、急激な為替変動など、景気を下押しするリスクが依然として存在しております。

このような経済環境のなか、当社グループは「第1次中期経営計画」の最終年度を迎えました。本計画におきましては、以下三点の基本方針を掲げ、当連結会計年度においては各々以下の動きがありました。

I. 超過利潤

従来からの当社グループの強みである不動産の目利き力を生かした良質な不動産の仕入れを加速しつつ、従来の枠組みにとらわれない商品企画と、販売単価上昇に伴う販路の拡張を一体的に行いました。商品企画においては、働き方の変化に応じた居住用マンションへのコワーキングスペース導入や、多様化するオフィスニーズへ対応したフレキシブルオフィスの展開、環境認証 (BELS、LEED) の取得に尽力いたしました。

II. 外部資源

コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業を行う連結子会社である株式会社エンジェル・トーチを通じて、独自のAIと信審査技術を有するH.I.F.株式会社やセキュリティ・トークン専門の証券会社を傘下に有するHash Dash Holdings株式会社との資本提携を行いました。また、慶應義塾大学商学部 岩尾准教授の指導のもと、当社グループの従業員と、慶應義塾大学商学部および東京大学大学院情報理工学系研究科の学生が協力し、2024年3月末を目標とした新規事業企画立案の共同研究を実施しております。

III. 顧客拡張

戦略的に販売単価を向上させたことで、従前の個人富裕層や一般事業法人だけでなく、いわゆる"超富裕層"や機関投資家との取引増加につながりました。また、不動産小口化商品事業では、主に個人の投資家をターゲットとした商品開発・提供を積極的に推進した結果、投資家数が着実に増加したことに加え、金融機関や税理士等の販売提携パートナーとの提携を拡大・強化しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は41,342百万円（通期計画達成率103.4%）、EBITDAは2,790百万円（通期計画達成率102.2%）、経常利益は1,978百万円（通期計画達成率105.8%）、税前利益は2,066百万円（通期計画達成率103.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,419百万円（通期計画達成率118.3%）となりました。

また、投下資本利益率（ROIC）は4.0%、加重平均資本コスト（WACC）3.1%となり、第1次中期経営計画での宣言どおり、ROICがWACCを上回ることができました。

(注) 投下資本利益率（ROIC）および加重平均資本コスト（WACC）は以下の計算式にて算出しております。

投下資本利益率（ROIC）：(親会社株主に帰属する当期純利益＋支払利息) ÷ (平均株主資本残高＋平均有利子負債残高)

加重平均資本コスト（WACC）：株主資本コスト8%、有利子負債コスト1.5%、税率35%として算出

当連結会計年度の経営成績は以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	2023年12月期 (通期計画)		2022年12月期 (実績)		2023年12月期 (実績)			
	金額	売上比	金額	売上比	金額	売上比	前年比	通期計画 達成率
売上高	40,000	100.0%	27,856	100.0%	41,342	100.0%	148.4%	103.4%
(不動産販売)	－	－	(22,314)	(80.1%)	(35,660)	(86.3%)	(159.8%)	－
(ストック)	－	－	(5,868)	(21.1%)	(6,122)	(14.8%)	(104.3%)	－
(内部取引)	－	－	(△326)	(△1.2%)	(△440)	(△1.1%)	－	－
EBITDA	2,730	6.8%	1,515	5.4%	2,790	6.7%	184.1%	102.2%
経常利益	1,870	4.7%	953	3.4%	1,978	4.8%	207.5%	105.8%
税前利益	2,000	5.0%	910	3.3%	2,066	5.0%	226.9%	103.3%
純利益	1,200	3.0%	527	1.9%	1,419	3.4%	269.3%	118.3%

(注) 1. (不動産販売)は「収益不動産販売事業」、(ストック)は「ストック型フィービジネス」、[税前利益]は「税金等調整前当期純利益」、[純利益]は「親会社株主に帰属する当期純利益」をそれぞれ省略したものです。

2. CVC事業における保有株式の売買が今後見込まれることから、当連結会計年度よりEBITDAの算出方法を変更しております。なお、変更後の算出方法による前連結会計年度におけるEBITDAは1,582百万円、変更前の算出方法による当連結会計年度におけるEBITDAは2,596百万円であります。

変更前

EBITDA：営業利益＋償却費等

償却費等には減価償却費、ソフトウェア償却費、のれん償却費等のキャッシュアウトを伴わない費用を含みます。

変更後

EBITDA：税金等調整前当期純利益＋特別損益＋借入等に伴う金融関連費用＋償却費等

償却費等には減価償却費、ソフトウェア償却費、のれん償却費等のキャッシュアウトを伴わない費用

- 用を含みます。
3. 当連結会計年度において、投資新株予約権売却益38百万円、投資有価証券売却益49百万円を特別利益として計上しております。

セグメントの概況は次のとおりです。なお、当社グループでは営業利益をセグメント利益としております。

(収益不動産販売事業)

売上高35,660百万円、EBITDA2,955百万円、営業利益2,766百万円となりました。

収益不動産を取り巻く活況な事業環境の下、需給を見極めた的確な商品企画を軸にした仕入から販売までの好サイクルにより競争力が高まったこと、また不動産小口化商品事業において、金融機関・税理士等との提携による販売ネットワークの拡充や、天神/大名エリアへの初進出が奏功したことにより、好調に推移しました。

仕入高は29,374百万円となりました。かねてより注力してきた組織力強化と戦略的な仕入単価上昇が奏功し、積極的な仕入活動を行った結果、優良物件の仕入を行うことができました。

今期の仕入活動により、今後の利益の源泉となる収益不動産残高（販売または賃料収入を目的として保有する不動産の合計残高）は44,798百万円となり、前連結会計年度末より3,321百万円上回りました。

好調な収益不動産事業が当社グループの業績を牽引した結果、「第1次中期経営計画」の最終年度である今期は、当初掲げておりました税前利益20億円を達成し、投下資本利益率(ROIC)が加重平均資本コスト(WACC)を上回る結果となりました。また数値面のみならず、仕入、商品企画、販売連携強化による組織力の向上や、商品ラインナップの拡充など、定性的な面での成果も得られたと認識しております。

(ストック型フィービジネス)

売上高6,122百万円、EBITDA1,424百万円、営業利益1,289百万円となりました。

ストック型フィービジネスは、当社グループが保有する収益不動産からの賃料収入を収益の柱とする他、株式会社イー・ディー・パートナーズ及びADW Management USA, Inc.の不動産管理収入、株式会社スミカワADDの工事・改修収入などがあります。

10億～20億円規模の収益不動産の積極的な取得が寄与した結果、物件単価が上昇し、収益不動産の期中平均残高は、前連結会計年度の34,876百万円に対し、当連結会計年度は44,894百万円に増加しております。

ストック型フィービジネスは当社グループの業績の安定性を担保するという重要な位置づけであります。販売目線での商品価値の向上は、同時に当社グループ保有時の賃料収入の確保につながると認識しております。また、株式会社イー・ディー・パートナーズのプロパティ・マネジメントも、物件単価上昇に伴い顧客層の変化があったため、更なる効率化と対応力を高め

ていく必要があります。

- (注) 1. 各セグメントの営業利益は、全社費用等のセグメントに配賦しない費用及びセグメント間の内部取引による営業費用控除前の数値であり、その合計は連結営業利益と一致しません。
2. 「ストック型フィービジネス」のうち、中長期保有用もしくは短期販売用の収益不動産からの賃料や、販売済みの収益不動産のプロパティ・マネジメント受託によるフィー収入等を「ストック型」、内装・修繕工事フィー、顧客リレーションから派生的に得られる仲介収入を「フロー型」と位置付けております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度においては、クラウド・ファンディングを活用した資金調達により2,012百万円、銀行保証付きSDGs私募債の発行により400百万円を調達いたしました。

② 設備投資

当連結会計年度においては、本社環境整備に伴う間仕切設置や備品の購入8百万円及びデータ連携等を目的としたソフトウェアの投資46百万円を実施しました。

(3) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目	期別	第1期	第2期	第3期	第4期 (当連結会計年度)
		自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売上高		16,840,798	24,961,158	27,856,128	41,342,561
経常利益		427,223	650,406	953,727	1,978,695
親会社株主に帰属する当期純利益		264,988	312,280	527,193	1,419,835
1株当たり当期純利益(円) (注2)		6.77	7.22	11.32	29.85
純資産		13,216,911	14,817,716	15,857,835	17,166,725
総資産		35,850,726	42,047,323	53,359,316	58,854,908

- (注) 1. 第4期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4) 対処すべき課題

① 第2次中期経営計画で目指す姿

2023年12月期は、当社の第1次中期経営計画の最終年度でしたが、計画どおり税前利益20億円に到達しました。

今後3年間については、2024年2月8日公表の「第2次中期経営計画」に掲載のとおり「事業成長を軌道に乗せ、同時に持続可能な社会への貢献を行う“Sustainable Business, Sustainable Growth”」の段階と位置付けています。

事業環境については、特に大都市部においては、引き続き不動産への資金流入が期待できる一方で、日銀によるマイナス金利政策解除の可能性も想定しておく必要があります。

当社グループからの視点においては、2024年1月末時点にて当社の株価はPBR1倍未満であり、課題と認識しております。PBRを上げる、すなわち株式時価総額を上げるためには「業績計画上の利益成長率」「計画実現の確度」の二点が肝要です。

前者の「業績計画上の利益成長率」については<表1>のとおり、3年後の2026年12月期に2023年12月期の約1.5倍となる「税前利益30億円」に到達し、ビジネスの成長の結果として、プライム市場上場企業に相応しい評価をいただくことを目指します。業績計画達成のキーとなる「人材生産性」を高めると同時に「財務健全性」の維持にも留意する中で、最終的なアウトプット指標であるEPS（一株当たり純利益）を每期10%以上高め、株主及び投資家の皆様の期待に応えたく存じます。

後者の「計画実現の確度」について当社グループは過去10年間<表2>のとおり、期初に公表した業績計画をほぼ100%達成してまいりました。<表1>掲載の業績計画も、不確定要素を出来るだけ織り込まない範囲で策定しております。ADワークスグループの業績計画の蓋然性の高さについては、今後積極的に公表資料等に掲載いたします。

<表1>

(百万円)

連結	FY2021 (2021年12月期) 実績	FY2022 (2022年12月期) 実績	FY2023 (2023年12月期) 実績	FY2024 (2024年12月期) 計画	FY2025 (2025年12月期) 計画	FY2026 (2026年12月期) 計画
売上高	24,961	27,856	41,342	47,000	52,000	58,000
営業利益	933	1,376	2,441	3,000	3,300	3,700
税前利益 (税金等調整前 当期純利益)	650	910	2,066	2,300	2,600	3,000
収益不動産残高	28,914	41,476	44,798	45,000	46,000	50,000
株主資本	14,724	15,217	16,369	17,500	18,500	20,000

連結	FY2021 (2021年12月期) 実績	FY2022 (2022年12月期) 実績	FY2023 (2023年12月期) 実績	FY2024 (2024年12月期) 計画	FY2025 (2025年12月期) 計画	FY2026 (2026年12月期) 計画
ROE	2.2%	3.5%	9.0%	9.2%	9.6%	10.4%
ROIC	1.8%	2.2%	4.0%	4.3%	4.6%	4.8%
人材生産性 "PH総利益"	24百万円/人	25百万円/人	31百万円/人	33百万円/人	34百万円/人	35百万円/人
財務健全性 "自己資本比率"	35.1%	29.6%	29.1%	30%程度	30%程度	30%程度
株主価値 "EPS"	7.22円	11.32円	29.85円	32.95円	36.35円	41.76円

- (注) 1.収益不動産残高：販売または賃料収入を目的として保有する不動産の合計残高
2.ROE：親会社株主に帰属する当期純利益÷平均株主資本（「自己資本当期純利益率」とは数値が異なる可能性があります）
3.ROIC：（親会社株主に帰属する当期純利益＋支払利息＋借入手数料）÷（平均株主資本残高＋平均有利子負債残高）
4.PH総利益：売上総利益 ÷ 平均従業員数（Per Head 売上総利益）
5.EPS：親会社株主に帰属する当期純利益÷期中平均株式数（Earnings Per Share）

なお、＜表1＞における（計画）は経営として目指すターゲットであり、いわゆる「業績の予想」または「業績の見通し」とは異なるものであります。

＜表2＞

(百万円)

税前(経常)利益	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023
計画	450	500	600	800	900	1,000	890	400	600	800	2,000
実績	450	540	650	(835)	924	1,043	933	432	650	910	2,066
達成率	100%	108%	108%	(104%)	103%	104%	105%	108%	108%	114%	103%

- (注) 1.2014年3月期から2017年3月期は経常利益、2018年3月期から2023年12月期は税前利益
2.2017年3月期は、固定資産に区分された不動産売却益86百万円を特別利益に計上した。経常利益は748百万円であったが、税前利益835百万円は実態的に経常利益であると解釈し、経常利益計画800百万円（FY2016は税前利益計画を公表せず）に対する実績として掲載している。

② 継続して対処すべき課題

a. 好循環事業サイクルへの転換

当社グループの主力事業である収益不動産販売事業は、一定量の優良な収益不動産残高を保有することにより、不動産の相場と顧客ニーズとの双方を睨みながらコントロールに販売を展開し必要な収益を確保すると同時に、保有する収益不動産から得る賃料収入によって収益の安定化を生み出すビジネスモデルです。これに対し現状は、収益の拡大基調にあるため、残高拡充のための仕入れが収益確保のための販売を追従する状態にあります。通常期にも増して積極的な仕入れを展開することにより、好循環の事業サイクルに転換する必要があります。

b. 資金調達手段の多様化

当社グループは、収益不動産販売事業のバリエーションとして、不動産小口化商品事業や開発事業などを国内外において積極的にラインナップし、事業全体の拡大を図っております。いずれも旺盛な資金需要があるため、金融機関からの借入を中心としつつクラウド・ファンディングやSTO*を活用するなど、資金調達手段をさらに多様化する必要があります。また継続的な超過利潤の創出のためには、EquityとDebtの最適なバランスを検討しつつ資本効率を高める必要があることから、資金調達手段の多様化はますます重要となってまいります。

※ STO…Security Token Offering：ブロックチェーンを活用したデジタル証券による資金調達

c. 人的資本投資の強化

複雑化する事業環境や加速する変化の中にあり、当社グループが更なる成長を果たしていくためには、経営戦略に合致した人的資本への投資が必要不可欠です。当社は予てより新卒採用に注力してまいりましたが、こうしたファーストキャリア人材の早期戦力化をはじめ、中堅社員のマネジメント力強化、また幹部候補社員の選抜と育成など、すべての階層において適切な教育プログラムを導入し、成長を促進する必要があります。また多様な人材が最大限の能力を発揮するための組織文化の醸成や職場環境の整備も、継続して実施する必要があります。

d. DX推進の加速

当社グループが持続的に成長を果たしていくためには、事業や経営のスピードと効率を格段に高めること、すなわち生産性の向上が喫緊の課題です。DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用はそのキーとなるものであり、優先度を高めかつ全社横断的に取り組む必要があります。またDXはスピードや効率化といったオペレーション改革に留まらず、それを活用した新たな事業機会の創出や獲得まで視野に入れるべきで

あり、「収益に寄与するDX」を掲げ積極的に取り組んでまいります。

e. 新たな事業の柱の構築

当社グループは国内における収益不動産販売事業を主力として成長をしてまいりましたが、今後それに匹敵する第二・第三の事業の柱を構築する必要があります。既存事業の延長においては、海外事業や不動産小口化商品事業の成長に期待し経営資源を相応に充当してまいります。加えて既存の不動産事業領域を超えた事業を構築するために、CVC事業やM&A等の手法を果敢に活用し、新たな事業機会の創出を企図します。そうした手法を活用しやすくするという狙いで、すでに持株会社体制への移行を実施しており、今後はその具現化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、宅地建物取引業、賃貸住宅管理業、建設業、一級建築士事務所、不動産特定共同事業、不動産鑑定業、一般不動産投資顧問業、金融商品取引業を基本として不動産に関連する事業を行っております。

事業内容については次のとおりです。

事業名	事業の内容
収益不動産販売事業	<p>当事業においては、収益不動産を独自のノウハウに基づいて仕入れたうえで、建物のリノベーション、テナントリーシング、管理状態の改善等のバリューアップを施し、個人富裕層を中心とした顧客に販売しております。</p> <p>また、顧客に対するサービスラインナップの拡充や収益不動産ポートフォリオの拡大と安定化を目的に、国内での当社独自のビジネスモデルの特色やノウハウを転用し、米国ロサンゼルスにおいても同事業を展開しております。</p>
ストック型フィービジネス	<p>当事業は安定収益基盤を築くビジネスであり、主に当社保有の収益不動産からの賃料収入及び管理受託不動産のプロパティ・マネジメント（入居者募集、入退去手続、督促業務及び建物管理）収入で構成されています。加えて、管理受託不動産の改修・修繕工事や、顧客資産のコンサルティングサービスも提供するなど、サービスラインナップを拡大しております。</p>

(注) 収益不動産販売事業は、国内は株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国はADW-No.1 LLCが担っております。

ストック型フィービジネスのうちプロパティ・マネジメント事業については、国内は株式会社エー・ディー・パートナーズ、米国ではADW Management USA, Inc.が担い、改修・修繕工事については、株式会社スミカワADDが担っております。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業別売上	第 3 期		第 4 期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
収益不動産販売事業	22,314	80.1%	35,660	86.3%
ストック型フィービジネス	5,868	21.1%	6,122	14.8%
計	28,182	—	41,782	—
その他	—	—	—	—
消去又は全社	△326	△1.2%	△440	△1.1%
合計	27,856	100.0%	41,342	100.0%

(6) 企業集団の主要拠点並びに従業員の状況（2023年12月31日現在）

① 主要な営業所

名称	所在地
株式会社ADワークスグループ 株式会社エー・ディー・ワークス 株式会社エー・ディー・パートナーズ 株式会社スミカワADD 株式会社エンジェル・トーチ 株式会社ジュピター・ファンディング	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社スミカワADD	東京都稲城市向陽台一丁目2番地の3
A.D.Works USA, Inc. ADW Management USA, Inc. ADW-No.1 LLC ADW Lending LLC ADW Hawaii LLC	222 North Pacific Coast Highway, Suite 1770, El Segundo, CA 90245
Avenue Works Normandie LLC Avenue Works Ardmore LLC Avenue Works Cochran LLC Avenue Works Georgetown LLC	7257 Beverly Blvd., suite 212 Los Angeles, CA 90036

② 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
232名	39.6歳	4.8年

- (注) 1. 従業員数には、派遣社員を除く就業人員を記載しております。
 2. 平均年齢並びに平均勤続年数は、顧問を除く従業員で算出しております。
 3. 平均勤続年数の算出にあたっては、第1期に係る連結会計年度において株式移転により子会社化した事業会社における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エー・ディー・ワークス	100,000千円	100%	収益不動産事業
株式会社エー・ディー・パートナーズ	40,000千円	100%	不動産管理事業
株式会社スミカワADD	80,000千円	100%	建設事業
株式会社エンジェル・トーチ	100,000千円	100%	コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
株式会社ジュピター・ファンディング	9,000千円	100%	資金調達及びグループ会社への貸付
A.D.Works USA, Inc.	1,170,195千円	100%	米国子会社管理事業
ADW Management USA, Inc.	21,017千円	100%	米国不動産管理事業
ADW-No.1 LLC	2,492,096千円	100%	米国収益不動産事業
ADW Hawaii LLC	187,493千円	100%	米国収益不動産事業
Avenue Works Normandie LLC	188,795千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Ardmore LLC	128,674千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Cochran LLC	135,696千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Georgetown LLC	147,687千円	95%	米国収益不動産事業

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している13社及びADW Lending LLCの合計14社であります。ADW Lending LLCは、2023年12月31日時点で清算手続きを継続中であるため、上記「②重要な子会社の状況」に含めておりません。持分法適用会社（関連会社）は、株式会社地域新聞社の1社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産
株式会社エー・ディー・ワークス	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	12,438,315千円	17,996,688千円

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	2,840,000
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	2,544,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,250,853
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,000,000
株 式 会 社 SBI 新 生 銀 行	1,916,520
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	1,908,260
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	1,800,000
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,770,000
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	1,634,962
株 式 会 社 香 川 銀 行	1,363,300

千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、Avenue Works Burnside LLCは解散により重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。また、新たに設立したAvenue Works Cochran LLC及びAvenue Works Georgetown LLCを連結の範囲に含めております。なお、ADW Lending LLCは既に解散しておりますが、2023年12月31日時点で清算手続きを継続中であるため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、新たに株式会社地域新聞社を持分法適用の範囲に含めております。

2. 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 157,150,000株
- (2) 発行済株式の総数 49,291,958株(自己株式163,806株を除く。)
- (3) 株主数 22,009名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 秀夫	5,003,017株	10.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,632,000株	5.34%
有限会社リバティーハウス	1,971,600株	4.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口・76735口）	1,325,180株	2.69%
上田八木短資株式会社	897,900株	1.82%
日本証券金融株式会社	565,000株	1.15%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	475,757株	0.97%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	450,900株	0.91%
今井 一史	437,100株	0.89%
J P モルガン証券株式会社	318,732株	0.65%

(注) 当社は自己株式163,806株を所有しており、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）6名に対し、長期業績連動報酬として設定された信託から当社株式236,853株を交付したほか、201,600株を換価しその処分金を給付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が、303,000株増加しております。
- ②当社グループ従業員32名に対して、株式報酬として、2023年7月31日を払込期日とする特定譲渡制限株式（法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式）合計54,400株を発行いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2020年9月1日開催の取締役会決議による第3回新株予約権の概要

新株予約権の総数	6,900個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 690,000株
新株予約権の発行価額の総額	2,070,000円 (新株予約権1個あたり300円)
行使価額	1株あたり164円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	115,230,000円 内訳 新株予約権発行分 2,070,000円 新株予約権行使分 113,160,000円
行使期間	2020年9月18日～2030年9月17日
割当先	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 6名 当社完全子会社取締役 1名
行使条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期 (日本時間) に至るまでの間に米国の全米証券業協会 (NASD) が開設・運営している電子株式市場「NASDAQ」に上場している全ての銘柄を対象に、時価総額加重平均で算出した指数であるナスダック総合指数の数値が一度でも発行価格決定日の前取引日 (米国東部時間2020年8月28日) のナスダック総合指数の終値に70%を乗じた価格 (以下、「判定水準」という。) を下回った場合、原則として、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。 但し、割当日以降、ナスダック総合指数の終値が判定水準を始めて下回った日 (米国時間) の翌取引日 (日本時間) の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額 (1円未満の端数は切り上げる。) に修正される。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取得事項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 上記の割当先の内容は、2020年9月17日の割当決議日時点の内容となります。2023年12月31日時点の当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) で上記の新株予約権の保有者は4名となります。また2023年12月31日時点の残個数は4,600個となります。

② 2021年8月12日開催の取締役会決議による第5回新株予約権の概要

新株予約権の総数	10,000個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株
新株予約権の発行価額の総額	1,000,000円（新株予約権1個あたり100円）
行使価額	1株あたり156円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	157,000,000円 内訳 新株予約権発行分 1,000,000円 新株予約権行使分 156,000,000円
行使期間	2021年8月31日～2031年8月30日
割当先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 5名 当社従業員 11名 当社国内完全子会社取締役 4名 当社国内完全子会社従業員 26名
行使条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期（日本時間）に至るまでの間に米国のニューヨーク証券取引所（NYSE）とナスダックに上場する500銘柄の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均した指数であるS&P500種指数の終値が一度でも発行価格決定日の前取引日（米国東部時間2021年8月10日）のS&P500種指数の終値に70%を乗じた価格（以下、「判定水準」という。）を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、割当日以降、S&P500種指数の終値が判定水準を初めて下回った日（米国時間）の翌取引日（日本時間）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取得事項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 上記の割当先の内容は、2021年8月30日の割当決議日時点の内容となります。2023年12月31日時点の当社取締役（監査等委員である取締役を除く）で上記の新株予約権の保有者は5名となります。また2023年12月31日時点の残個数は2,220個となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	田 中 秀 夫	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 株式会社イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman
専務取締役CFO	細 谷 佳津年	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 株式会社イー・ディー・パートナーズ 取締役 株式会社エンジェル・トーチ 代表取締役社長 株式会社ジュピター・ファンディング 代表取締役社長 A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary ADW Management USA,Inc. Director Secretary 株式会社地域新聞社 取締役
専務取締役	松 本 英 晴	—
専務取締役	鈴 木 俊 也	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 投資不動産事業本部本部長 株式会社イー・ディー・パートナーズ 取締役 JMRアセットマネジメント株式会社 取締役
常務取締役	金 子 幸 司	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 海外事業本部本部長 A.D.Works USA,Inc. Director CEO, President ADW Management USA,Inc. Director JMRアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社 監査役 トビラシステムズ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 法政大学 理工学部 兼任講師 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事 マネックス・アセットマネジメント株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	関 山 護	一般財団法人フィリピン協会 会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	栗 井 佐知子	インフォコム株式会社 社外取締役 ビーピー・カストロール株式会社 社外取締役 (監査等委員) H.U.グループホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 池 藍	THE CREATIVE FUND 有限責任事業組合 代表パートナー 京都芸術大学 芸術学部 専任講師 三重県 みえDXセンター みえDXアドバイザー 文化庁 文化審議会文化経済部会 臨時委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田名綱尚氏、関山護氏、栗井佐知子氏及び小池藍氏は、社外取締役であります。
2. 取締役田中秀夫氏は、2023年3月28日付で株式会社スミカワADDの取締役を退任しております。
3. 取締役細谷佳津年氏は、2023年3月28日付で株式会社スミカワADDの取締役を退任しております。
4. 取締役松本英晴氏は、2023年3月28日付で株式会社イー・ディー・ワークスの取締役 専務執行役員事業法務部門部門長 兼 人材開発部門部門長を、2023年3月28日付、株式会社スミカワADDの代表取締役社長を、2023年3月28日付で、住友生命保険相互会社の特別顧問をそれぞれ退任しております。
5. 取締役鈴木俊也氏は、2023年3月28日付で、当社取締役から当社専務取締役に就任しております。
6. 取締役金子幸司氏は、2023年3月28日付で、当社取締役から当社常務取締役に就任しております。
7. 取締役（監査等委員）関山護氏は、2023年6月22日付で、アステラス製薬株式会社の社外取締役を退任しております。
8. 当社は、取締役（監査等委員）田名綱尚氏、関山護氏、栗井佐知子氏及び小池藍氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 取締役（監査等委員）田名綱尚氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 取締役（監査等委員）小池藍氏の戸籍上の氏名は、淵藍であります。
11. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの情報収集、重要な会議への出席並びに子会社監査役及び内部監査部門等との連携をすることで、内部統制システムを通じた組織的監査を実施し、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
12. 株式会社イー・ディー・ワークス、株式会社イー・ディー・パートナーズ、株式会社エンジェル・トーチ、株式会社ジュピター・ファンディング、A.D.Works USA,Inc. 及びADW Management USA,Inc.は当社の連結子会社であり、JMRアセットマネジメント株式会社は当社の非連結子会社であります。
13. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田中秀夫	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役社長	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役会長	2024年1月1日
鈴木俊也	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 投資不動産 事業本部本部長	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役社長	2024年1月1日
細谷佳津年	株式会社地域新聞社 取締役（非常勤）	株式会社地域新聞社 代表取締役社長	2024年2月7日

(2) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

ア 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を決議し、2022年2月10日及び、2023年2月10日開催の当社取締役会において、当該決定方針について一部改定する旨の決議をし、当事業年度においては、下記イに基づき運用いたしました。なお、2023年2月10日開催の取締役会決議による一部改定においては、下記イDⅡに記載の「外部専門家（マーサージャパン株式会社）」を「外部専門家（大手コンサルティングファーム）」と改定しております。

イ 決定方針の内容の概要

A. 役員報酬等の区分

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。）の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。

当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）と長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）としております。

その割合は、下記Dの役員報酬等の決定プロセスのⅡ外部専門家による取締役会レクチャーを経て、役位や職責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。

なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。

(i) 固定報酬（月額定期報酬）

【考慮要素】基本報酬。役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。

(ii) 短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）

【考慮要素】役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決定します。

(iii) 長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）

【考慮要素】以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を勘案し、役位に応じて、以下の算定方法に基づき、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で

定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を決定します。
 ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報酬対象取締役」といいます。

【算定方法】

毎年3月の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額（長期業績連動報酬対象取締役及び一定条件を満たした当社子会社（以下「対象子会社」という。）の代表取締役（以下総称して「全長期業績連動報酬対象取締役等」という。）が、本株式報酬制度のために設定された信託から交付等を受けることができる当社株式等（下記Cに定義される。以下同じ。）の数を算定する基礎となる金額）に、各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率（※1）を乗じて、各長期業績連動報酬対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定した上で、以下の算定式に従って交付等を行う当社株式等の数を算定します。

＜交付等を行う当社株式等の算定式＞

$$\left(\text{各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額} - \text{換価処分金相当額} (\text{※}2) \right) \div \text{基準株価} (\text{※}3)$$

※1 各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率は、下表に定める各長期業績連動報酬対象取締役の役位ウェイトを全長期業績連動報酬対象取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当社の取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

※2 各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を12月1日（同日が営業日でない場合には翌営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除して算出される値の50%（単元未満株式は切り捨て）に相当する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 12月末日（同日が営業日でない場合には直前の営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値

【付与条件】

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の毎年1月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式等について、信託から交付等を受けることができるものとします。また、長期業績連動報酬対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます。さらに、当社の取締役会において、当社の取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給・不支給が決定されます。

- ア) 信託期間中の毎年12月31日に取締役等であること（信託期間中に新たに取締役となった者を含む。）
- イ) 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ウ) 取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

B. 固定報酬・短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。

固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

このうち、固定報酬については、上記A（i）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。

また、短期業績連動報酬については、上記A（ii）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年1月（ほか、取締役会で決議された場合）に支給することといたします。

C. 長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行うものとします。

長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

長期業績連動報酬は、上記A（iii）の考慮要素を考慮し、上記A（iii）の算定方法及び付与条件に基づいて、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年1月に交付等することといたします。

D. 役員報酬等の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。

- I 取締役会は、CG委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長CEOに各取締役の役員報酬の決定を委任する決議。
- II 外部専門家（大手コンサルティングファーム）は、以下についてCG委員会へ情

報提供を行う。

i：近時の取締役報酬トレンド

ii：当社取締役報酬ポリシーについての講評

iii：当社取締役報酬決定プロセスについての講評

iv：過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評

v：当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評

Ⅲ CG委員会は、取締役会からの諮問に基づき、Ⅱの定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案について審議を行い、各取締役の役員報酬の原案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない。

Ⅳ CG委員会は代表取締役社長CEOへ決議を報告。

Ⅴ 代表取締役社長CEOは、CG委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ決定報告。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

※CG委員会は、取締役候補の選定・取締役の解任・取締役の報酬・代表取締役社長CEOの後継者計画に関する事項について、取締役会に答申することを目的としており、構成メンバーは独立社外取締役、代表取締役CEO、取締役CFO等で、委員長は独立社外取締役から選任し、委員の過半数は独立社外取締役としております。

ウ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記イDの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定め、CG委員会において、上記イA～C記載の決定方針に従った決定内容であることを確認しているため、当社取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役年額1億円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び当社子会社の代表取締役（国外居住者を除く。）を対象とする信託を用いた株式報酬制度の継続及び内容改定の決議がされており、当該信託から交付等を受けることができる当社株式等の数を算定する基礎となる金額の上限は年額3億円、信託期間（約3年間）を通じて交付される当社株式の合計数の上限は224万株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該決定に係る監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2023年3月28日開催の取締役会決議により、CG委員会の答申を尊重することを条件に、各取締役の固定報酬の額／短期業績連動報酬の額／株式報酬における交付株式数算定基礎額の決定について、代表取締役社長CEOである田中秀夫に委任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適しているためであり、上記①イDの役員報酬等の決定プロセスに従ったものです。

代表取締役社長CEOは、上記①イの決定方針に基づき、外部専門家によるCG委員会への情報提供、CG委員会での審議・決議を経た答申を尊重して、上記各金額を決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬 (金銭報酬)	短期業績 連動報酬 (金銭報酬)	長期業績 連動報酬 (株式報酬)	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	401,984 (-)	255,900 (-)	82,000 (-)	64,084 (-)	6名 (1名)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	43,200 (43,200)	43,200 (43,200)	- (-)	- (-)	4名 (4名)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の総額のうち、当社からの取締役としての報酬等は237,009千円であり、報酬等の種類別としては固定報酬131,925千円、短期業績連動報酬41,000千円、長期業績連動報酬64,084千円となっております。

2. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の総額には、子会社からの報酬等157,718千円及び使用人兼務取締役の使用人分給与7,256千円を含んでおります。

3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の総額には、2023年3月28日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）1名の報酬等を含んでいます。

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

上記④の「長期業績連動報酬」は、非金銭報酬等としての株式報酬であり、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行うものであります。その内容の概要は、上記①イA(iii)記載のとおりです。

(3) 社外役員の重要な兼職の状況（2023年12月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社	監査役
		トピラシシステムズ株式会社	社外取締役（監査等委員）
		法政大学 理工学部	兼任講師
		公益財団法人国際人材育成機構	非常勤理事
		マネックス・アセットマネジメント株式会社	監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	関 山 護	一般財団法人フィリピン協会	会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	粟 井 佐知子	インフォコム株式会社	社外取締役
		ビーピー・カストロール株式会社	社外取締役（監査等委員）
		H.U.グループホールディングス株式会社	社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 池 藍	THE CREATIVE FUND 有限責任事業組合	代表パートナー
		京都芸術大学 芸術学部	専任講師
		三重県 みえDXセンター	みえDXアドバイザー
		文化庁 文化審議会文化経済部会	臨時委員

(注) 当社と上記の兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。また、取締役（監査等委員）関山護氏は、2023年6月22日付で、アステラス製薬株式会社の社外取締役を退任しておりますが、当該兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田名網 尚	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	関 山 護	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ94%、93.3%出席いたしました。企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	栗 井 佐知子	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 池 藍	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ94%、93.3%出席いたしました。プライベートエクイティ投資や投資先の経営改善の助言などの経験を生かし、当社グループに対して投資家としての目線での助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する内容の契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております（契約の内容の概要は以下のとおりです）。

- ・ 填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
- ・ 保険料は全額当社が負担しております。

② 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含みます）、監査役、執行役員及び管理者である従業員となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36,907千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,887千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、この金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

- ①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催する。
 - イ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
 - ウ. 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査・監督を行う。
 - エ. 当社は、コンプライアンス・オフィサーに、子会社におけるコンプライアンスに係る事項を管理する機能を担わせる。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 株主総会、取締役会、経営役員会、経営会議の議事録を法令、定款及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - イ. 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達・諸規程なども、所定の手続きに基づいて作成し、所管部署で適切に保存・管理するとともに、必要に応じてグループウェアシステムを活用し社内周知する。
- ③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
 - イ. リスク管理については、当社グループ全体で実効ある形で推進するために「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会の運営・体制は、「リスク管理規程」に定める。
 - ウ. 反社会的勢力との関係遮断については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加盟するとともに、全部署での意識の醸成を図りつつ、業務形態に応じたチェックシステムの整備を推進する。
 - エ. 当社は、「関係会社規程」に基づき、管理部門の各部門長に、子会社におけるリスクを管理する機能を担わせる。
- ④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 経営会議を設置し、月次の業績及び問題点の把握、改善策等を討議する。
 - イ. 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - ウ. 業績管理に資する財務データについては、迅速かつ的確に取締役に提供する。
 - エ. 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

- ⑤当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社グループの「企業行動憲章」を定め、法令と社会的規範遵守について全従業員に教育・啓蒙を実施する。
 - イ. 法令及び定款等への適合の確保については、法務部門において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙の実施をするとともに、関連法令の制改定等の周知、各種書面の審査等を通じて、法令遵守を徹底する。
 - ウ. 内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款・社内諸規程に適合しているか否かの監査を実施する。
- ⑥当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、「関係会社規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項を明確にし、当社に対する報告を求め、その執行状況をモニタリングする。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査等委員会の判断で実施可能な体制を維持する。
 - イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人については、その必要が生じた場合、監査等委員会の求めに応じて設置する。
- ⑧当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 監査等委員である取締役が、経営役員会、経営会議、その他の重要な会議に出席することができる体制を維持する。
 - イ. 監査等委員である取締役が、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を実施することができる体制を維持する。
 - ウ. 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を維持する。
 - イ. 監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行について

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としたものであります。

当社において、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役4名（すべて社外取締役）の9名で構成されており（2023年3月28日までは取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役4名（すべて社外取締役）の10名で構成）、定時取締役会を月1回、加えて緊急な意思決定が必要な場合には、業務運営の迅速化及び経営の透明性の強化のために、臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、会社経営の基本方針・中期経営計画などに基づく業務執行についての必要な決議を行い、会社経営の円滑な遂行を図ることを目的として、経営役員（代表取締役、経営企画担当取締役及び取締役会において経営役員として選定された取締役）を構成メンバーとする経営役員会を月1回以上任意に開催しております。

さらに、経営の基本方針並びに経営及び各業務の執行・運営・管理に関する重要な事項を審議し、報告する機関として、経営役員の指名する者をもって構成する経営会議を月1回開催しております。

当事業年度においては、取締役会を17回（書面決議3回を含む）、経営役員会を28回（書面決議10回を含む）、経営会議を12回、それぞれ開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

②リスク及びコンプライアンスの管理について

リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理を行い、その結果を取締役に報告し、リスクの共有を図るとともに、リスクの低減に努めております。

ISO/IEC27001認証取得における情報セキュリティ・マネジメントシステム（ISMS）のマニュアルを定め、情報の保全と管理向上に寄与することに努めております。

また、法務部門において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙の実施をするとともに、関連法令の制改定等の周知、各種書面の審査等を実施しております。

反社会的勢力との関係遮断については、当社グループの企業行動憲章に「反社会的勢力とは、一切の関わり合いを持ちません。」と明記し、役員・従業員全員に周知・徹底を図るとともに、「取引審査規程」に基づき審査を行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしております。

③内部監査について

内部統制の有効性及び実際の業務執行状況の内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室を設置して対応しております。内部監査室は、各部門に対して年度計画に則して、業務活動の全般、各部門の運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しております。

④当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、子会社に対して、「関係会社規程」に基づき、リスク・コンプライアンスに関する事項や職務の効率性に関する事項について監督を行うとともに、子会社の自主性を尊重しつつ、職務の執行状況のモニタリングを行っております。

⑤監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役4名の監査等委員である取締役で構成されており、内部統制システムを利用して、取締役会での意思決定の過程、取締役の職務執行状況、その他グループ経営に係わる全般の職務執行状況について、監査を実施しております。また、監査等委員は、重要な会議体である経営役員会、経営会議、経営リスク管理委員会等に任意に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び各部門の責任者等に対して報告を求め、職務執行状況について情報を収集しております。

当事業年度においては、監査等委員会を15回開催しております。

また、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、またはそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において大規模買付ルールを導入しております。

(2) 基本方針実現のための特別な取組み等の概要

株式会社イー・ディー・ワークスは、定款の定めにより、2012年6月28日開催の同社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社に対して買収提案が行われた場合に、事前の情報提供等に関する一定のルールとして、大規模買付ルールを導入し、その後、2015年6月23日及び2018年6月26日開催の同社定時株主総会において、それぞれ有効期間を3年として更新することに関し、ご承認をいただいております。その後、2019年11月29日開催の同社臨時株主総会において、当社への株式移転計画が承認されるとともに、株式会社イー・ディー・ワークスの大規模買付ルールと同等のルールを当社へ継続導入することに関し、ご承認をいただき、その後、2023年3月28日開催の当社定時株主総会において、有効期間を3年として更新することに関し、ご承認をいただいております。その詳細につきましては下記ウェブサイトに掲載の「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

<当社ウェブサイト>

(<https://www.adwg.co.jp/ir/library/meeting/>)

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

※上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（ADワークスグループ）又は証券コード（2982）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知 / 株主総会資料」を順に選択のうえ、「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行います。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によって行うこととしています。また、大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会または取締役会の決議により行います。

(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由

当社取締役会は、①株主意見の反映、②独立性の高い社外者の判断の重視、③大規模買付ルールに基づく対抗措置発動のための合理的な客観要件の設定といった点を考慮し、織り込むことにより、上記（2）の取組みが上記（1）の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、中期的な視点に立ち、将来の事業展開に備えるための内部留保を確保した上で、業績に応じて配当を実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当については1株当たり4.5円とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	50,293,170	流 動 負 債	15,048,430
現金及び預金	9,810,667	買掛金	1,258,379
売掛金	116,163	短期借入金	779,400
販売用不動産	35,102,713	1年内償還予定の社債	390,200
仕掛販売用不動産	3,311,774	1年内返済予定の長期借入金	7,014,001
その他	1,952,800	未払法人税等	661,507
貸倒引当金	△949	クラウドファンディング等預り金	2,257,357
		賞与引当金	254,518
		その他	2,433,065
固 定 資 産	8,538,716	固 定 負 債	26,639,752
有 形 固 定 資 産	6,558,768	社債	675,900
建物及び構築物	2,498,970	長期借入金	25,951,316
工具器具備品	67,600	その他	12,535
機械装置及び運搬具	5,523	負 債 合 計	41,688,182
土地	2,927,032	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	1,059,641	株 主 資 本	16,353,883
無 形 固 定 資 産	429,677	資本金	6,262,735
のれん	327,320	資本剰余金	5,346,478
その他	102,356	利益剰余金	4,980,357
投 資 其 他 の 資 産	1,550,270	自己株式	△235,687
投資有価証券	661,138	その他の包括利益累計額	752,336
繰延税金資産	477,449	その他有価証券評価差額金	26,017
その他	411,682	為替換算調整勘定	726,319
繰 延 資 産	23,021	新株予約権	29,206
創立費	9,766	非支配株主持分	31,298
社債発行費	13,254	純 資 産 合 計	17,166,725
資 産 合 計	58,854,908	負 債 純 資 産 合 計	58,854,908

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		41,342,561
売上原価		34,322,905
売上総利益		7,019,655
販売費及び一般管理費		4,577,825
営業利益		2,441,830
営業外収益		
受取利息及び配当金	51,046	
受取保険金	1,479	
為替差益	103,066	
その他	8,055	163,647
営業外費用		
支払利息	514,874	
借入手数料	55,735	
創立費償却	7,774	
その他	48,398	626,782
経常利益		1,978,695
特別利益		
投資新株予約権売却益	38,381	
投資有価証券売却益	49,335	87,716
税金等調整前当期純利益		2,066,412
法人税、住民税及び事業税		817,313
法人税等調整額		△171,003
当期純利益		1,420,102
非支配株主に帰属する当期純利益		267
親会社株主に帰属する当期純利益		1,419,835

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,232,142	5,328,968	3,952,281	△295,680	15,217,712
当期変動額					
新株の発行	5,657	5,657			11,315
新株の発行（新株予約権の行使）	24,935	24,935			49,871
剰余金の配当			△391,759		△391,759
親会社株主に帰属する当期純利益			1,419,835		1,419,835
自己株式の取得				△2,187	△2,187
自己株式の処分		△13,083		62,180	49,097
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	30,593	17,510	1,028,075	59,992	1,136,171
当期末残高	6,262,735	5,346,478	4,980,357	△235,687	16,353,883

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△11,676	581,748	570,072	21,334	48,716	15,857,835
当期変動額						
新株の発行						11,315
新株の発行（新株予約権の行使）						49,871
剰余金の配当						△391,759
親会社株主に帰属する当期純利益						1,419,835
自己株式の取得						△2,187
自己株式の処分						49,097
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,694	144,570	182,264	7,872	△17,418	172,718
当期変動額合計	37,694	144,570	182,264	7,872	△17,418	1,308,890
当期末残高	26,017	726,319	752,336	29,206	31,298	17,166,725

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社、非連結子会社の数 1社

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(1) 連結子会社の名称

株式会社イー・ディー・ワークス

株式会社イー・ディー・パートナーズ

株式会社スミカワADD

株式会社エンジェル・トーチ

株式会社ジュピター・ファンディング

A.D.Works USA, Inc.

ADW Management USA, Inc.

ADW-No.1 LLC

ADW Lending LLC

ADW Hawaii LLC

Avenue Works Normandie LLC

Avenue Works Ardmore LLC

Avenue Works Cochran LLC

Avenue Works Georgetown LLC

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、Avenue Works Burnside LLCは解散により重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。また、新たに設立したAvenue Works Cochran LLC及びAvenue Works Georgetown LLCを連結の範囲に含めております。なお、ADW Lending LLCは既に解散しておりますが、2023年12月31日時点で清算手続きを継続中であるため、上記連結子会社の合計数に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

JMRアセットマネジメント株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類等に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社
会社等の名称 株式会社地域新聞社

決算日が連結決算日と異なっており、当該会社の2023年8月期の計算書類を使用しております。
(持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度において、新たに株式会社地域新聞社を持分法適用の範囲に含めております。

3. 重要な会計方針に関する事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価

仕掛販売用不動産

切下げの方法)

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定率法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定率法 (但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具器具備品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法

のれんは、4～19年間で均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。 |

4. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ① 株式交付費 | 定額法を採用しております。
償却年数 3年 |
| ② 社債発行費 | 社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。 |
| ③ 創立費 | 定額法を採用しております。
償却年数 5年 |

(2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 収益不動産販売事業

国内においては株式会社イー・ディー・ワークスが担い、米国においてはADW-No.1 LLC及びADW Hawaii LLC等が担っております。当事業においては、収益不動産を独自の営業ルートにより仕入れ、建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等のバリューアップを施した上で、個人富裕層を中心とした投資家や不動産オーナー、事業法人機関投資家等に販売しております。当事業では、顧客との不動産売買契約に基づき、バリューアップを施した収益不動産の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。なお、一部の不動産売買契約において、当社グループは引き渡した不動産に契約不適合(瑕疵)が検出された場合の修繕費用及び引き渡し時に未実施の工事費用を保証する義務を負っております。当該履行義務は実際に修繕または工事が行われる、あるいは保証期間終了時の一時点で充足されるも

のであり、当該事象発生時点において収益を計上しております。

② スtock型フィービジネス

国内においては株式会社イー・ディー・ワークス、株式会社イー・ディー・パートナーズ及び株式会社スミカワADDが担い、米国においてはADW Management USA, Inc.が担っております。当事業においては、主に管理受託不動産のプロパティ・マネジメントを行っております。プロパティ・マネジメントでは、顧客との賃貸管理契約に基づき、テナントの賃料及び敷金等出納業務、入退去手続等を実施し、テナントから受領した賃料等からそれらの業務手数料を控除した金額を顧客に送金する義務を負っております。当該履行義務は顧客への送金が完了する一時点で充足されるものであり、当該送金時点において収益を計上しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

(6) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

5. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました有形固定資産の「建物」は、当連結会計年度において保有目的の変更により棚卸資産を構築物へ振り替えたため、当連結会計年度より「建物及び構築物」として表示しております。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました有形固定資産の「車両運搬具」は、当連結会計年度において保有目的の変更により棚卸資産を機械装置へ振り替えたため、当連結会計年度より「機械装置及び運搬具」として表示しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
販売用不動産	35,102,713
仕掛販売用不動産	3,311,774

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。正味売却価額は、個別物件ごとの取得時又は計画変更時の事業計画における販売見込額から改修費または建設費の今後の発生見込額及び販売経費等見込額を控除して算定しておりますが、一部の物件については、社外の不動産鑑定士の評価を利用しています。

② 主要な仮定

販売見込額の算定に用いる個別物件ごとの賃料や利回り等については、市場の動向、類似不動産の取引事例や過去実績等を総合的に勘案しております。また、建築費の今後の発生見込み額については、建築マーケットの状況、追加工事の発生状況等を勘案しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該主要な仮定は、連結計算書類作成時点における最善の見積りに基づき決定しておりますが、不動産販売市況の悪化に伴う販売価格の低下、建築価格の高騰、追加工事の発生等により、正味売却価額の見積りと実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を及ぼす可能性があります。

8. 追加情報

(1) 信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社グループでは、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、本制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年4月1日設立の当社での承継の承認を得、2020年4月1日の当社取締役会において承継を決定しております。その後、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会において本制度の継続が承認され、現在に至っております。本制度の対象者は当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び国内に本店が所在する当社子会社の代表取締役（以下「取締役等」といいます。）としております。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループは、役員報酬制度として、①固定報酬、②短期業績連動報酬、③長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬として単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与、③将来の企業価値向上に連動する長期企業価値連動報酬としての株式報酬であります。
- ② 本制度により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- ③ 本制度は、株主総会及び対象子会社の株主総会において承認を得ることを条件とします。
- ④ 各対象会社の3月の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年1月に取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分代金相当額の金銭を取締役等に給付するとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分について取締役等に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、204,022千円、1,325,180株であります。

(2) 棚卸資産の振替

当連結会計年度において、棚卸資産に計上していた販売用不動産及び仕掛販売用不動産6,391,522千円は、長期保有用収益不動産に保有目的を変更したため、固定資産に振替えております。

9. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	35,032,694千円
建物及び構築物	2,385,745千円
工具器具備品	32,831千円
機械装置及び運搬具	3,291千円
土地	2,902,123千円
建設仮勘定	1,059,641千円
計	41,416,328千円

② 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	6,806,526千円
長期借入金	25,781,225千円
計	32,987,752千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	158,764千円
----------------	-----------

(3) 売掛金及びその他のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	87,932千円
契約資産	－千円

(4) その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	196,588千円
------	-----------

10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

49,455,764株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	220,251 (注) 1	4.50	2022年12月31日	2023年3月13日
2023年8月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	171,507 (注) 2	3.50	2023年6月30日	2023年9月29日

(注) 1. 2023年2月10日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金7,780千円を含めて記載しております。

2. 2023年8月10日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金5,147千円を含めて記載しております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	221,813	4.50	2023年12月31日	2024年3月13日

(注) 配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金5,963千円を含めて記載しております。

(3) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

2,228,800株

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブは、為替変動リスク、金利変動リスク等の回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。投資有価証券は、発行体の信用リスクや、為替変動リスクに晒されておりますが、当社の保有方針に照らした案件ごとの検証の実施や、為替変動のモニタリングなどを行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金には主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、大幅な変動に対しては代替の調達手段確保を検討することとしているほか、一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法により管理しております。

外貨建預金及び海外子会社に対する外貨建貸付金等の債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、原則、先物為替予約を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
関連会社株式	252,679	220,594	△32,085
その他有価証券	41,580	41,580	－
資産計	294,259	262,174	△32,085
(1) 社債	(1,066,100)	(1,074,143)	8,043
(2) 長期借入金	(32,965,318)	(33,737,761)	772,443
負債計	(34,031,418)	(34,811,904)	780,486

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等及び預り敷金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。なお、1年内償還予定の社債は社債、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。デリバティブ取引については、注記事項(デリバティブ取引に関する注記)をご参照下さい。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、(1)投資有価証券には含まれておりません。市場価格のない株式等は非上場株式等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価の対象としておりません。組合出資金は連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する事業体への出資であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(単位：千円)

区分	2023年12月31日
非上場株式等	229,314
組合出資金	137,565

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	41,580	—	—	41,580
デリバティブ取引				
通貨関連	—	85	—	85
資産計	41,580	85	—	41,665
デリバティブ取引				
通貨関連	—	118	—	118
負債計	—	118	—	118

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関連会社株式	220,594	—	—	220,594
資産計	220,594	—	—	220,594
社債	—	1,074,143	—	1,074,143
長期借入金	—	33,737,761	—	33,737,761
負債計	—	34,811,904	—	34,811,904

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

非上場新株予約権は取得からの期間が短く、時価が取得価額に近似すると考えられるため、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

12. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関係

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	174,621	－	△32	△32

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関係

該当事項はありません。

13. 賃貸等不動産に関する注記

当社の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の一棟マンション及びオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

当連結会計年度において、棚卸資産に計上していた販売用不動産及び仕掛販売用不動産6,391,522千円は、長期保有用収益不動産に保有目的を変更したため、固定資産に振替えております。

2023年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,012千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度
連結貸借対照表計上額	期首残高	－
	期中増減額	6,383,633
	期末残高	6,383,633
期末時価		8,477,894

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、当連結会計年度の増加は、保有目的変更による増加6,391,522千円であり、減少は、減価償却7,889千円であります。

(注3) 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

14. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	36,667,865
その他の源泉から生じる収益	4,674,695
合計	41,342,561

財又はサービスの種類別情報

(単位：千円)

主要な財またはサービスのライン	報告セグメント		合計
	収益不動産販売事業	ストック型 フィービジネス	
不動産販売	34,510,590	－	34,510,590
工事	－	1,077,455	1,077,455
不動産管理	－	964,668	964,668
その他	－	115,150	115,150
顧客との契約から生じる収益	34,510,590	2,157,274	36,667,865

地域別情報

(単位：千円)

主たる地域市場	報告セグメント		合計
	収益不動産販売事業	ストック型 フィービジネス	
日本	33,045,671	2,127,713	35,173,384
米国	1,464,919	29,561	1,494,481
顧客との契約から生じる収益	34,510,590	2,157,274	36,667,865

(注) その他の源泉から生じる収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. その他連結計算書類の作成のための重要な事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	87,932
契約負債	196,588

主な顧客との契約から生じた債権は、請負管理及び業務委託契約について期末日時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、無条件になっている営業未収入金であります。

主な契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、219,042千円であります。また、契約負債の増減は、主として売買契約に伴う手付金の受取（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたもの及び未成工事受入金の受取（契約負債の増加）により生じたものであります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

15. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	356円62銭
1株当たり当期純利益	29円85銭

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

17. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,895,633	流動負債	3,061,064
現金及び預金	2,320,565	短期借入金	2,398,861
短期貸付金	1,817,906	1年内返済予定の長期借入金	28,364
その他	757,160	未払法人税等	220,878
固定資産	13,091,430	賞与引当金	27,483
有形固定資産	14,306	その他	385,477
建物	2,643	負債合計	3,061,064
工具器具備品	11,663	(純資産の部)	
無形固定資産	88,553	株主資本	14,906,416
その他	88,553	資本金	6,262,735
投資その他の資産	12,988,569	資本剰余金	7,956,524
関係会社株式	12,780,238	資本準備金	2,137,735
繰延税金資産	55,942	その他資本剰余金	5,818,789
その他	152,388	利益剰余金	922,843
繰延資産	9,624	その他利益剰余金	922,843
創立費	9,624	繰越利益剰余金	922,843
		自己株式	△235,687
		新株予約権	29,206
		純資産合計	14,935,623
資産合計	17,996,688	負債純資産合計	17,996,688

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,046,409
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,220,908
営 業 利 益		825,501
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	433,291	
そ の 他	2,245	435,537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,779	
支 払 手 数 料	1,193	
創 立 費 償 却	7,699	
そ の 他	3,702	77,375
経 常 利 益		1,183,662
税 引 前 当 期 純 利 益		1,183,662
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		282,333
法 人 税 等 調 整 額		△31,197
当 期 純 利 益		932,526

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,232,142	2,107,142	5,831,872	7,939,014	382,076	382,076
当期変動額						
新株の発行	5,657	5,657		5,657		
新株の発行（新株予約権の行使）	24,935	24,935		24,935		
剰余金の配当					△391,759	△391,759
当期純利益					932,526	932,526
自己株式の取得						
自己株式の処分			△13,083	△13,083		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	30,593	30,593	△13,083	17,510	540,766	540,766
当期末残高	6,262,735	2,137,735	5,818,789	7,956,524	922,843	922,843

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△295,680	14,257,553	21,334	14,278,888
当期変動額				
新株の発行		11,315		11,315
新株の発行（新株予約権の行使）		49,871		49,871
剰余金の配当		△391,759		△391,759
当期純利益		932,526		932,526
自己株式の取得	△2,187	△2,187		△2,187
自己株式の処分	62,180	49,097		49,097
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			7,872	7,872
当期変動額合計	59,992	648,863	7,872	656,735
当期末残高	△235,687	14,906,416	29,206	14,935,623

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価

仕掛販売用不動産 切下げの方法)

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定率法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定率法 (但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～47年

工 具 器 具 備 品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

- a 株式交付費 定額法を採用しております。
償却年数 3年
- b 社債発行費 社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。
- c 創立費 定額法を採用しております。
償却年数 5年

② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として、グループ会社への経営指導料収入であります。経営指導料収入については、グループ会社に対し、経営・企画等の指導・助言等を行うこと、受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過につれて充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

c ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社グループでは、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、本制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年4月1日設立の当社での承継の承認を得、2020年4月1日の当社取締役会において承継を決定しております。その後、2022年3月25日開催の第2期定期株主総会において本制度の継続が承認され、現在に至っております。本制度の対象者は当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び国内に本店が所在する当社子会社の代表取締役（以下「取締役等」といいます。）としております。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループは、役員報酬制度として、①固定報酬、②短期業績連動報酬、③長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬として単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与、③将来の企業価値向上に連動する長期企業価値連動報酬としての株式報酬であります。
- ② 本制度により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- ③ 本制度は、株主総会及び対象子会社の株主総会において承認を得ることを条件とします。
- ④ 各対象会社の3月の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年1月に取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分代金相当額の金銭を取締役等に給付するとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分について取締役等に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、204,022千円、1,325,180株であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産
該当事項はありません。
- ② 担保に係る債務
該当事項はありません。

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 8,619千円

(3) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

(株)エー・ディー・ワークス	4,400,000千円
ADW Hawaii LLC	813,337千円
(株)スミカワADD	50,348千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	2,477,735千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,172,988千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	2,046,409千円
営業取引以外の取引による取引高	142,511千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式（注）	1,488,986株
---------	------------

（注）信託が所有する当社株式1,325,180株を含めて記載しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
見積未払金	6,239千円
未払役員賞与	12,554 //
未払賞与	3,108 //
賞与引当金	8,415 //
未払事業税	14,855 //
未払法定福利費	1,915 //
その他	81,050 //
小計	128,140千円
評価性引当額	△72,197千円
繰延税金資産合計	55,942千円
繰延税金負債	
その他	－千円
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	55,942千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割等	0.1 //
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9 //
受取配当金の益金不算入	△9.7
評価性引当額の増減	△2.8 //
その他	0.0 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.2%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)イー・ディー・ワークス	東京都千代田区	100,000	収益不動産事業	(所有) 直接100.0	役員 の兼任 役員 の派遣	経営指導料の受取 (注1)	1,983,896	未収収益	572,677
							資金の貸付 (注2)	2,012,052	貸付金	1,249,783
							資金の回収 (注2)	1,690,009	—	—
							利息の受取 (注2)	39,664	未収収益 / 受取利息	7,729
							金融機関借入債務に対する保証 (注3)	—	債務保証 残高	4,400,000
子会社	(株)イー・ディー・パートナーズ	東京都千代田区	40,000	不動産管理事業	(所有) 直接100.0	役員 の兼任	経営指導料の受取 (注1)	36,257	未収収益	6,647
							資金の貸付 (注2)	358,123	貸付金	198,123
							資金の回収 (注2)	160,000	—	—
							利息の受取 (注2)	8,065	未収収益 / 受取利息	1,396
子会社	(株)スマカワADD	東京都稲城市	80,000	建設事業	(所有) 直接100.0	債務保証	金融機関借入債務に対する保証 (注3)	—	債務保証 残高	50,348
子会社	(株)エンジェル・トーチ	東京都千代田区	100,000	コーポレート・ベンチャー・キャピタル投資事業	(所有) 直接100.0	役員 の兼任 役員 の派遣	資金の貸付 (注2)	50,000	貸付金	370,000
							資金の回収 (注2)	32,000	—	—
							利息の受取 (注2)	10,746	未収収益 / 受取利息	1,855

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)ジュピター・フ ァンディング	東京都 千代田区	9,000	その他 金融業	(所有) 直接100.0	役員の 兼任	資金の借入 (注2) 資金の返済 (注2) 利息の支払 (注2)	2,012,052 1,073,302 59,920	短期 借入金 — 未払費用	1,998,861 — 5,259
子会社	ADW-No.1 LLC	米 国 カリフォル ニア州	2,492,096	米国 収益 不動産 事業	(所有) 間接100.0	経営 指導等	経営指導料 の受取 (注1)	26,256	未収収益	2,069
子会社	ADW Hawaii LLC	米 国 カリフォル ニア州	187,493	米国 収益 不動産 事業	(所有) 間接100.0	債務 保証	金融機関借 入債務に対 する保証 (注3)	—	債務保証 残高	813,337

- (注) 1 内容を勘案し、掛かるコストに対して複数の基準で料率を算定し、支払を受けております。
2 当社は、子会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書 (限度貸付)」に基づき、資金繰支援を目的として資金の貸付け及び借入をしております。また、利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき支払を行っております。
3 債務の保証は、金融機関からの借入に対して当社が債務の保証を行ったものであります。なお、保証料は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	310円76銭
1株当たり当期純利益	19円60銭

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社 ADワークスグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小島 亘 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ADワークスグループの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ADワークスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社 ADワークスグループ
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小島 亘 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ADワークスグループの2023年1月1日から2023年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社ADワークスグループ 監査等委員会

監査等委員 田名 網 尚 ㊟

監査等委員 関 山 護 ㊟

監査等委員 栗 井 佐知子 ㊟

監査等委員 小 池 藍 ㊟

(注) 監査等委員4名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

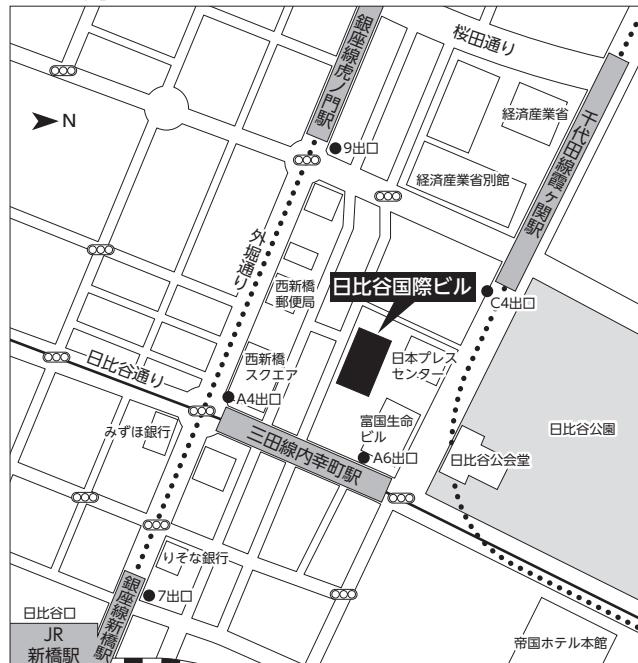
以 上

株主総会会場のご案内

会 場

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階
 日比谷国際ビル コンファレンス スクエア 8F
 電話 03-5157-5039

<ご案内図>



交通機関

霞ヶ関駅	東京メトロ：千代田線・日比谷線・丸ノ内線	C3・C4出口方面 地下ネットワークにて地下1階に直結
内幸町駅	都営地下鉄：三田線	A6出口方面 地下ネットワークにて地下2階に直結
虎ノ門駅	東京メトロ：銀座線	徒歩5分 (9出口から)
新橋駅	JR：山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀線・総武線(快速) 東京メトロ：銀座線 都営地下鉄：浅草線 新交通：ゆりかもめ	徒歩10分 (日比谷口から)